



## 災害時におけるL P ガス供給に関する協定書

南 風 原 町

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会

## 災害時におけるL Pガス供給に関する協定書

南風原町（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会L Pガス部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、L Pガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した町民等に対して行うL Pガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して町民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、「L Pガスの供給」とは、災害時における公共施設などの避難所、病院等に、L Pガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「L Pガス設備等」という。）を運搬、配置及び点検してL Pガスを供給することをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へのL Pガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、L Pガスの供給について協力を要請することができる。  
2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、F A Xで要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。  
3 要請の経路は、（別表1）のとおりとする。

### （協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が南風原町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （協力実施及び協力体制の整備）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なL Pガスの供給ができるよう積極的に協力するものとする。  
2 甲は、L Pガスを必要とする施設の中で、病院など災害時にL Pガスの供給の緊急性度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。  
3 甲は、災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等におけるL Pガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

(L P ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 L P ガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にL P ガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書（別紙2）により甲へ報告するものとする。

2 甲は、要請を行った設置場所に職員を派遣し、L P ガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるL P ガスの供給に要する費用の負担区分は、原則として別表2のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

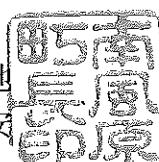
(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 3月30日

甲 南風原町字兼城686番地  
南風原町長 城間 俊安



乙 那覇市字小禄1831番地 沖縄産業支援センター  
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会L P ガス部会  
部会長 渡口 彦則

